

第68回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年5月28日（木曜日）
午前10時（午前9時開場予定）

場所

ワールド本社ビル 26階
神戸市中央区港島中町六丁目8番1

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/3612/>



目次

第68回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 資本準備金の額の減少の件	7
第3号議案 定款の一部変更の件	8
第4号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件	9
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	16
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う報酬改定の件	18
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件	24
事業報告	28
計算書類	61
監査報告	65

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ワールド

証券コード：3612

証券コード 3612
2026年5月12日

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町六丁目8番1

株式会社ワールド

代表取締役 社長執行役員 鈴木 信 輝

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.world.co.jp/ir/stock/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3612/teiji/>



当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年5月27日（水曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月28日（木曜日）午前10時（午前9時開場予定）
2. 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目8番1
ワールド本社ビル 26階
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
- 報告事項
1. 第68期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う報酬改定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

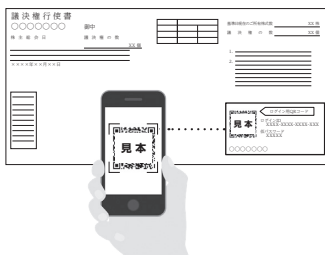
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査等委員会は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - 連結計算書類：「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - 計算書類：「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.world.co.jp/ir/stock/meeting/>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

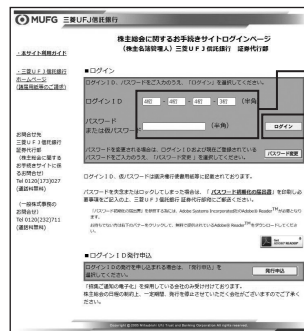


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、配当に関しましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実と当社グループの業績に応じた株主還元を総合的に勘案して決定することを基本方針としており、次のとおり第68期の期末配当をいたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は2,183,686,200円となります。
(注) 当社は、2026年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。第68期の期末配当につきましては、配当基準日が2026年2月28日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年5月29日といたしたいと存じます。

1. 資本準備金の額の減少の理由

2026年3月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である株式会社ライトオンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行いました。

当社における本株式交換後の機動的な資本政策の遂行が可能となるよう、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

本株式交換による資本準備金の増加額5,650,649,862円を全額減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月31日（予定）

1. 提案の理由

単元未満株式を所有する株主様の株式売買の利便性向上を目的として、会社法第194条第1項に定める単元未満株式の買増制度を導入するため、定款第9条を新設し、これに合わせて現行定款第8条の定めを一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>第9条～第15条 (条文省略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第15条の2 第13条及び第15条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>	<p><u>(単元未満株式の売渡請求)</u></p> <p>第9条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき単元未満株式の数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</u></p>
<p>第16条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第10条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第16条の2 第14条及び第16条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>
	<p>第17条～第33条 (現行どおり)</p>

第4号議案

取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となります。つきましては、任意の指名・報酬委員会の推薦を経て、取締役会の決定に基づき下記のとおり取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指名の手続きは適切であり、いずれの候補者も適任である旨の意見をj得ております。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当等	取締役会出席状況
1	すずき のぶ てる 鈴木 信輝 再任	代表取締役 社長執行役員 企業戦略室 室長	14回／14回 (100%)
2	なか ばやし けい いち 中林 恵一 再任	取締役 副社長執行役員	14回／14回 (100%)
3	はた さき みつ よし 畑崎 充義 再任	取締役	14回／14回 (100%)
4	あお き ひで ひこ 青木 英彦 再任 社外 独立	取締役 取締役会議長	14回／14回 (100%)
5	つつみ 堤 はゆる 再任 社外 独立	取締役	14回／14回 (100%)
6	おお いし りょう 大石 良 再任 社外 独立	取締役	10回／11回 (91%)

各候補者の略歴等は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再任</div> <p>すずきのぶてる 鈴木信輝 (1974年8月23日生)</p>	<p>1999年3月 アンダーセン・コンサルティング株式会社（現 アクセンチュア株式会社）入社</p> <p>2004年9月 株式会社ローランドベルガー入社</p> <p>2010年5月 株式会社企業再生支援機構入社</p> <p>2012年2月 株式会社ボストンコンサルティング・グループ入社</p> <p>2012年9月 当社入社</p> <p>2014年6月 当社執行役員 SPARCS推進室 室長</p> <p>2015年4月 当社常務執行役員 構造改革本部 本部長</p> <p>2015年10月 当社常務執行役員 構造改革本部 本部長 兼 国際本部 本部長</p> <p>2017年4月 当社グループ専務執行役員 グループ企画本部管掌 兼 D-GROWTH戦略本部管掌</p> <p>2018年4月 当社グループ専務執行役員 グループ戦略統括 兼 グループ企画本部管掌 兼 D-GROWTH戦略本部管掌</p> <p>2020年6月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）</p> <p>2025年9月 当社企業戦略室 室長（現任）</p>
	取締役会への出席状況	14回/14回（100%）
	所有する当社株式の数	613,061株
	取締役候補者とした理由	<p>鈴木信輝氏は、当社入社後執行体制の中核メンバーとして、戦略の策定と遂行を通じて結果を出し続けてまいりました。当社グループの戦略と合致した知見を十二分に備えながら、その決断力をもって、これまでの構造改革にもリーダーシップを発揮してきた人材であります。当社グループが先進的企業であり続けるために、お客様のニーズに対応しながら、ファッション産業に貢献するべく、引き続き当社取締役として選任をお願いするものです。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<div data-bbox="281 435 371 480" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> なか ばやし けい いち 中 林 恵 一 (1971年11月23日生)	1995年 4月 株式会社勸角総合研究所 (現 みずほ証券株式会社) 入社 1997年10月 SBCウォーバーグ証券会社 (現 UBS証券株式会社) 入社 2003年 7月 株式会社産業再生機構入社 2007年 1月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 執行役員 2011年11月 同社常務執行役員 2013年 7月 当社入社 執行役員 経営管理本部 副本部長 2013年12月 当社執行役員 経営管理本部 本部長 2015年 4月 当社常務執行役員 コーポレートプラットフォーム本部 本部長 2017年 4月 当社グループ常務執行役員 グループ支援本部 本部長 2018年 4月 当社グループ常務執行役員 グループ財務統括 グループ支援本部管掌 兼 株式会社ワールドインベストメントネットワーク 共同代表 2020年 6月 当社副社長執行役員 兼 株式会社ワールドインベストメントネットワーク 共同代表 2024年 5月 当社取締役 副社長執行役員 (現任) 株式会社ワールドインベストメントネットワーク 共同代表 株式会社ナルミヤ・インターナショナル取締役
	取締役会への出席状況	14回/14回 (100%)
	所有する当社株式の数	631,894株
	取締役候補者とした理由	中林恵一氏は、当社入社後執行体制の中核メンバーとして、主に財務戦略の策定と遂行を通じて結果を出し続けてまいりました。過去の証券アナリストやコンサルタントとしての経験も活かしながら、その実行力をもって財務資本戦略の推進対応でリーダーシップを発揮してきた人材であります。当社グループが先進的企業として、株主や金融機関、取引先、従業員といった全てのステークホルダーの満足度を高め、企業価値向上に貢献いただきたく、引き続き当社取締役として選任をお願いするものです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任</div> <p style="margin-top: 10px;">はた さき みつ よし 畑 崎 充 義 (1963年2月4日生)</p>	<p>1987年 3 月 旧株式会社ワールド入社 1991年 6 月 同社取締役 1996年 6 月 同社専務取締役 人事本部 本部長 1999年 6 月 同社執行役員 第二世代ミドルミックスグループ グループ長 2002年 6 月 同社WEL スポーツカジュアルグループ グループ長 2008年 4 月 当社WEL 企画戦略推進部 部長 2013年 6 月 当社執行役員 経営支援本部 副本部長 2017年 6 月 当社取締役 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	14回/14回 (100%)
	所有する当社株式の数	481,975株
	取締役候補者とした理由	<p>畑崎充義氏は、当社の事業から人事、管理にいたる幅広い豊富な経験に加えて、業界団体やディベロッパーなどの対外的活動、渉外活動に伴い各種団体での役職に就任し、幅広い人脈を有しております。当社グループ及びファッション産業の発展に貢献するため、引き続き当社取締役として選任をお願いするものです。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<div data-bbox="284 399 553 447" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再 任 社 外 独 立</div> <p data-bbox="308 480 529 562">あお き ひで ひこ 青 木 英 彦 (1967年3月5日生)</p>	<p>1989年 4 月 株式会社野村総合研究所入社 同社投資調査部</p> <p>1997年 1 月 米国 野村証券インターナショナル配属 同社調査部</p> <p>2000年 7 月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 同社東京支店 調査部 ヴァイスプレジデント</p> <p>2005年 7 月 メリルリンチ日本証券株式会社 (現 BofA証券株式会 社) 入社 同社調査部 マネージング・ディレクター</p> <p>2017年 9 月 野村証券株式会社入社 同社エクイティ・リサーチ部 マネージング・ディレクター</p> <p>2020年 9 月 東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻教授 (現任)</p> <p>2021年12月 加藤産業株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p>2022年 8 月 株式会社物流革命 社外取締役 (現任)</p> <p>2023年 6 月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2024年 5 月 当社取締役会議長 (業務執行権のない取締役会長)</p> <p>2025年 5 月 当社取締役会議長 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	14回/14回 (100%)
	所有する当社株式の数	1,374株
	社外取締役在任期間	2年11ヶ月
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	<p>青木英彦氏は、国内外における小売・流通業界担当の証券アナリストとしての豊富な経験に加えて、上場企業の社外役員の経験もあり、当社業界にも精通しておられ、資本市場での業務経験も有しておられます。同氏の豊富な経験と知見を活かして、当社経営へのアドバイス及び監督をいただき、当社の企業価値向上に貢献いただくことを期待し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<div data-bbox="279 306 551 355" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任 社外 独立</div> <p data-bbox="294 385 536 476">つつみ 堤 はゆる (1962年2月25日生)</p>	<p>1987年1月 ブリティッシュ・カレドニアン航空入社 1988年4月 ブリティッシュ・エアウェイズ入社 1997年9月 スカイマークエアラインズ株式会社入社 1998年9月 株式会社アルク教育社入社 2002年9月 日本ロレアル株式会社入社 2007年3月 株式会社リクルートエグゼクティブエージェント入社 2012年11月 株式会社ハユルコーポレーション 代表取締役 2014年5月 株式会社ライフコーポレーション 社外取締役 2020年8月 OFFICE HAYURU 代表 (現任) 2021年5月 学校法人大阪女学院 監事 (現任) 2024年5月 当社社外取締役 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	14回/14回 (100%)
	所有する当社株式の数	1,050株
	社外取締役在任期間	2年
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	堤はゆる氏は、多様な業界における組織開発・人材育成・組織マネジメントの経験に加えて、会社経営者としての実績もあり、上場会社の社外取締役の経験も有しておられます。当社の経営に適切な助言及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任 社外 独立</div> <p style="text-align: center;">おお いし りょう 大石 良 (1973年7月20日生)</p>	<p>1996年 4月 丸紅株式会社入社 2000年12月 有限会社ウェブ専科 (現 株式会社サーバーワークス) 代表取締役 2014年 5月 株式会社スカイ365 社外取締役 2018年12月 株式会社サーバーワークス 代表取締役社長 2019年12月 株式会社BSアセットマネジメント 取締役 (現任) 2024年 3月 株式会社サーバーワークス 代表取締役社長 社長執行役員 (現任) 2024年 3月 富士フィルムクラウド株式会社 社外取締役 (現任) 2025年 5月 当社社外取締役 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	10回/11回 (91%)
	所有する当社株式の数	2,813株
	社外取締役在任期間	1年
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	大石良氏は、クラウド技術やクラウドサービス事業における豊富な経験と知見を有しておられます。当社はデジタル事業での成長が不可欠であり、同氏には当社経営へのアドバイス及び監督をいただき、企業価値向上に貢献いただくことを期待し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 当社は、2006年4月1日を合併期日として、旧株式会社ハーバーホールディングスアルファを存続会社とし、旧株式会社ワールドを解散会社とする吸収合併方式により合併いたしました。合併に伴い、旧株式会社ハーバーホールディングスアルファは、商号を株式会社ワールドに変更しております。なお、合併期日以降の株式会社ワールドに関する略歴について、「当社」と記載しております。
2. 当社は、2017年4月18日付をもって任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役(監査等委員を含む。)候補者の原案、取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬額に係る事項の審議及び決議を行っております。
3. 青木英彦氏、堤はゆる氏及び大石良氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、青木英彦氏、堤はゆる氏及び大石良氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 取締役の責任限定契約
取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、青木英彦氏、堤はゆる氏及び大石良氏を独立役員として金融商品取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 各候補者の所有する当社株式の数には、ワールドグループ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。(1株未満の端数は切り捨てて表示しております。)
8. 当社は、2026年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。各候補者の所有する当社株式の数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を補填することとしております。なお、保険料は特約部分も含め、会社が全額負担しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者となる予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">社 外 独 立</p> <p>つつみ 堤 はゆる (1962年2月25日生)</p>	<p>1987年1月 ブリティッシュ・カレドニアン航空入社 1988年4月 ブリティッシュ・エアウェイズ入社 1997年9月 スカイマークエアラインズ株式会社入社 1998年9月 株式会社アルク教育社入社 2002年9月 日本ロレアル株式会社入社 2007年3月 株式会社リクルートエグゼクティブエージェント入社 2012年11月 株式会社ハユルコーポレーション 代表取締役 2014年5月 株式会社ライフコーポレーション 社外取締役 2020年8月 OFFICE HAYURU 代表 (現任) 2021年5月 学校法人大阪女学院 監事 (現任) 2024年5月 当社社外取締役 (現任)</p>
<p>所有する当社株式の数</p>	<p>1,050株</p>
<p>社外取締役在任期間</p>	<p>2年</p>
<p>補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p>	<p>堤はゆる氏は、多様な業界における組織開発・人材育成・組織マネジメントの経験に加えて、会社経営者としての実績もあり、上場会社の社外取締役の経験も有しておられます。当社の経営に適切な助言及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>

- (注) 1. 堤はゆる氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める補欠の社外取締役候補者であります。
2. 堤はゆる氏は、本総会で取締役（監査等委員である者を除く。）の選任が承認された場合は、取締役（監査等委員である者を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、取締役（監査等委員である者を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
3. 当社は、堤はゆる氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。本総会において第4号議案が承認され、堤はゆる氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合も、当該契約を継続する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。

4. 堤はゆる氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、堤はゆる氏を独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。
6. 候補者の所有する当社株式の数には、ワールドグループ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。（1株未満の端数は切り捨てて表示しております。）
7. 当社は、2026年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。候補者の所有する当社株式の数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含め、会社が全額負担しており、候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険の被保険者となる予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月9日開催の第57回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対しては、2018年6月15日開催の第60回定時株主総会において、上記年額400百万円の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額40百万円以内とする旨をご承認いただいております。

今般、当社は、2026年4月3日に公表した中期経営計画「VISION-W」の達成に向けて、執行を担う経営陣と幹部層が一体となって取り組む体制を強化するため、下記のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象とする、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「P S U制度」という。）を導入いたしたく存じます。P S U制度の導入により、対象取締役に対して、当社の企業価値及び株主価値の持続的な向上に貢献する魅力あるインセンティブを付与するとともに、業績目標の達成に対するコミットメントをより強固なものとする事で、株主の皆様との一層の価値共有（アライメント）を図ることを目的としております。

なお、本総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社のグループ執行役員をはじめとした当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の経営幹部社員もP S U制度の対象とし、P S U制度に基づく業績連動型譲渡制限付株式を割り当てる予定であります。

つきましては、下記の内容のP S U制度を導入し、当社における上記の報酬枠とは別枠にて、P S U制度に係る報酬枠として、対象取締役に対して当社の普通株式の付与のために支給する金銭報酬債権及び納税資金確保のために支給する金銭の総額を、年額450百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と設定することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、当該報酬額は、原則として、中期経営計画「VISION-W」の対象期間である3事業年度を業績評価の対象期間（以下「業績評価期間」という。）とした上で、業績評価期間の最後の事業年度の経過後に、業績評価期間の職務執行の対価に相当する分を一括して支給することを想定しており、上記450百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の報酬額が3事業年度分の報酬額に当たることから、実質的には1事業年度150百万円以内での支給に相当すると考えております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告「2. 会社の現況（3）会社役員状況 ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を招集通知22～23頁に記載の内容に変更することを予定しております。本議案の内容については、当該変更後の方針とも合致しており、さらに、任意の指名・報酬委員会の審議及び答申も経ていることから、相当なものであると考えております。

さらに、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、相当である旨の意見を受けております。

現在の取締役（監査等委員である者を除く。）は6名（うち社外取締役3名）であります。第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である者を除く。）は6名（うち社外取締役3名）、P S U制度の対象となる取締役（対象取締役）は3名となります。

なお、P S U制度の導入について株主の皆様のご承認を得られた場合には、当社の取締役、グループ執行役員及びディレクター（以上のいずれの者についても、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役等」と総称する。）に対してストック・オプションとして発行した第4回新株予約権について、対象取締役等から、当該新株予約権の放棄の申出を受ける予定です。

1. P S U制度の概要

P S U制度は、当社の中期経営計画「VISION-W」に基づく業績の達成度合いに応じて、対象取締役に對して業績評価期間終了後に当社の普通株式及び金銭を交付する制度です。当社取締役会は、業績評価期間における当社取締役会の予め定める業績指標（以下「業績評価指標」という。）の達成度合い（後記3参照）に応じて対象取締役に交付する株式数を決定し、対象取締役は、当該株式数に応じてその金額が決定され、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとします。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び対象取締役（金銭報酬債権の支給を受ける時点において、当社の取締役、グループ執行役員の地位又は当社の指名・報酬委員会が選定する者の地位にある者であることを要するものとします。）が下記5に定める内容を含む株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

具体的な業績評価期間については中期経営計画の対象期間である3事業年度とし、また、業績評価指標については中期経営計画「VISION-W」で採用した1又は複数の業績指標その他当社の取締役会において予め定めるものといたします。

なお、当初の業績評価期間及び業績評価指標は、下表を予定しておりますが、当初の業績評価期間終了後も、本総会においてP S U制度に係る議案について承認を受けた範囲内で、P S U制度の実施を継続できるものといたします。

<ご参考：当初の業績評価期間及び業績評価指標>

業績評価期間	2027年2月期から2029年2月期までの3年
業績評価指標	連結ROE/事業セグメントROIC、TSR、管掌部門の業績

2. 業績連動型譲渡制限付株式の総数

P S U制度に基づき対象取締役が現物出資により当社から交付を受ける当社の普通株式の総数は、年300,000株以内（ただし、本総会においてP S U制度に係る議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他P S U制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。ただし、上記のとおり、P S U制度に係る金銭報酬債権は、原則として、業績評価期間である3事業年度の最後の事業年度の経過後に、業績評価期間の職務執行の対価に相当する分を一括して支給する場合を想定しており、上記株式の総数についても、このような場合を想定して定めているため、実質的には1事業年度100,000株以内の付与に相当すると考えております。

3. 金銭報酬債権の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を算定し、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する現物出資のための金銭報酬債権の額を算定いたします。

- ① 各対象取締役に交付する当社の普通株式の数（※1）
基準交付株式数（※2）×業績目標達成度（※3）×役員調整比率（※4）×株式交付割合（※5）
- ② 各対象取締役に支給する現物出資のための金銭報酬債権の額
各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数×交付時株価（※6）

（※1）計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとしたします。ただし、①及び②の計算式により算出された結果に基づいて各対象取締役に金銭報酬債権の支給を行おうとする場合、P S U制度において付与する金銭報酬債権の額の上限額を超えるおそれがある場合には、当該上限額を超えない範囲で、各対象取締役に発行又は処分する株式数を按分比例の方法により按分調整することとしたします。

（※2）当社の取締役会において予め定めるものとしたします。

（※3）業績評価期間中の各業績評価指標の達成度に応じて、50%～150%の範囲で、当社の取締役会において予め定めるものとしたします。

（※4）役員変更があった場合にその役位に対応した株式数を付与するように付与株式数を調整するため、当社の取締役会において予め定めるものとしたします。

（※5）P S U制度に基づく報酬に占める当社株式の交付割合は50%とします。

（※6）業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日（以下「交付取締役会決議」という。）の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、交付取締役会決議により決定いたします。

4. 対象取締役に對する交付条件

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に對して、上記1に基づき算出される数の当社の普通株式を発行又は処分いたします。

- ① 対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役、グループ執行役員の地位又は当社の指名・報酬委員会が選定する者の地位にあったこと
- ② 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他当社の取締役会がP S U制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

5. 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

P S U制度に基づく当社の普通株式の割当てに際し、当社の取締役会決議に基づき、当社と当該普通株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する株式割当契約（以下「本割当契約」という。）は、以下の内容を含むものとします。

① 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の払込期日から当社グループの役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任もしくは退職した直後の時点を含む日又は当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出されるまでの日のいずれか遅い日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。

② 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役に対し、譲渡制限期間の満了をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除いたします。

③ 本割当株式の無償取得事由

対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由によらず、当社グループの役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

6. 組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日がP S U制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、当社の普通株式に代わり、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等に応じて合理的に調整した基準交付株式数に、当該組織再編等の承認日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を乗じて得られた金額の金銭を支給いたします。

【ご参考：P S U制度の導入及び譲渡制限付株式に係る報酬制度の改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

本総会に上程した本議案及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の内容」が原案どおり承認可決された場合、事業報告「2. 会社の現況（3）会社役員の状況 ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容に係る決定方針」に記載の取締役の報酬等の内容に係る決定方針を、本総会終結後の取締役会決議において以下のとおり変更することを予定しております。

⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の承認を経たうえで、取締役会において決議しております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の指名・報酬委員会において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその審議内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等は、取締役（監査等委員である者を除く。）と監査等委員である取締役を区分して、株主総会において定められた報酬総額の範囲内において各取締役に配分するものとし、その配分は、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の承認を経たうえで、取締役会において決議しております。ただし、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

報酬等の種類については、①基本報酬、②業績連動報酬としての賞与、③非金銭報酬である株式報酬としての譲渡制限付株式及び④業績連動型譲渡制限付株式の4種類の組合せとしております。ただし、監査等委員及び社外取締役については、その役割の性質上、利益向上そのものを目標としないことに照らして、①基本報酬のみとし、上記②～④の報酬はいずれも支給しない方針としております。

上記①～④の各報酬の内容は、全て任意の指名・報酬委員会にて承認され、かつこれらの報酬の割合（構成比率）についても、任意の指名・報酬委員会で承認を経て、取締役会にて決議されております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

確定額報酬等については、基本報酬として職位に応じて定めた額を毎月支給しております。

b. 業績連動報酬としての賞与に関する方針

業績連動報酬としての賞与については、職位に応じて定めた業績連動報酬としての賞与の標準値の額に連結コア営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益及びESG指標の計画達成度の指標に

従って係数をかけ、翌連結会計年度の5月に支給しております。

c. 譲渡制限付株式報酬に関する方針

譲渡制限付株式（RS）については、職位に応じて定めた額の株式報酬を各事業年度の一定の時期に支給しており、原則として当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点で譲渡制限が解除されます。

d. 業績連動型譲渡制限付株式報酬に関する方針

業績連動型譲渡制限付株式（PSU）については、業績評価期間中、当社の取締役会が予め定める地位にあった対象取締役に対して、業績評価期間終了後に所定の算定方法に基づき算定した額の株式報酬を支給し、原則として対象取締役が当社グループの役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点で譲渡制限が解除されます。

e. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬、業績連動報酬としての賞与、譲渡制限付株式（RS）及び業績連動型譲渡制限付株式（PSU）の内容は、全て任意の指名・報酬委員会にて承認され、かつこれらの報酬の割合（構成比率）についても、下表を基本方針として、任意の指名・報酬委員会承認を経て、取締役会にて決議されております。

区 分	基本方針			
	基本報酬	賞与	譲渡制限付株式 (RS)	業績連動型譲渡制限付株式 (PSU)
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	33%	10%	7%	50%
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	100%	0%	0%	0%
社外取締役	100%	0%	0%	0%

(注) 基本方針に適用された割合を基に、経済情勢を鑑み報酬等の割合を調整しており、任意の指名・報酬委員会の承認を経て、取締役会にて決議されております。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

当社は、2018年6月15日開催の第60回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額及び内容をご承認いただき、対象取締役に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の対象取締役と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬としての譲渡制限付株式に係る報酬制度（以下「RS制度」という。）を導入いたしました。

この度、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う報酬改定の件」をご承認いただいた場合は、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入することになることに伴い、対象取締役に自社の株価変動のメリットとリスクを中長期にわたり株主の皆様と共有させるべく、譲渡制限期間の統一的な運用を行うとともに、譲渡制限の解除時期を明確にすること等を目的として、RS制度の内容を以下のとおり一部改定することにつき、ご承認をお願いするものです。

具体的には、譲渡制限期間について、「3年間から5年間の間で当社の取締役会が定める期間」から「当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任若しくは退職した直後の時点を含む日又は当該譲渡制限付株式の割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出されるまでの日のいずれか遅い日までの期間」に変更いたします。

また、譲渡制限の解除に係る対象取締役の在任の条件（以下「在任条件」という。）について、「当社の取締役の地位」から「当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位」に変更いたします。そのほか、かかる譲渡制限期間及び在任条件の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任時又は退職時の取扱いについても、必要な変更をいたします。

併せて、以上の点について原案どおりご承認いただいた場合には、改定前のRS制度に基づき、対象取締役に既に付与済の譲渡制限付株式（2026年5月28日時点において、譲渡制限が解除されていない株式に限る。）の譲渡制限期間及び在任条件についても、対象取締役の同意を得ることを条件に、同様に變更いたします。

なお、譲渡制限付株式の付与のための報酬額については、2018年6月15日開催の第60回定時株主総会においてご承認いただいたとおり、年額40百万円以内とするとともに、他の報酬と合わせて、2015年6月9日開催の定時株主総会においてご承認いただいた年額400百万円（内、社外取締役は30百万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の報酬枠の範囲内で支給するものとなります。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告「2. 会社の現況（3）会社役員 の状況 ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりですが、本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を招集通知22～23頁に記載の内容に変更することを予定しております。本議案の内容については、当該変更後の方針とも合致しており、さらに、任意の指名・報酬委員会の審議及び答申も経ていることから、相当なものであると考えております。

さらに、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、相当である旨の意見を受けております。

なお、現在の取締役（監査等委員である者を除く。）は6名（うち社外取締役3名）ですが、第4号

議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である者を除く。）は6名（うち社外取締役3名）、RS制度の改定の対象となる取締役は3名となります。

以上の改定のほか、RS制度の内容に変更はございません。

【上記改定後のRS制度の概要】

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額40百万円以内とするとともに、他の報酬と合わせて年額400百万円の報酬枠の範囲内で支給します。また、各取締役への具体的な配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上でその意見を尊重して、取締役会において決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、RS制度に基づき当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年8万株以内（当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で調整した株式数以内）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される金額とします。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものいたします。

(1) 譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任若しくは退職した直後の時点を含む日又は当該譲渡制限付株式の割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出されるまでの日のいずれか遅い日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）ものいたします。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が、本割当契約により割当てを受けた日から1年間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

(3) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(4) 無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合において、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(ご参考) 第4号議案の候補者及び監査等委員である取締役特に期待する役割

	氏名	再任・新任	在任期間	社内・社外	金融商品取引所独立役員	性別	現在の地位等	企業経営	産業知見	人事・人材開発	財務・会計・金融	法務・リスク管理	デジタル・イノベーション	多様性・国際性
第4号議案	すずきのぶてる 鈴木信輝	再任	5年 11ヶ月	社内	—	男性	代表取締役 社長執行役員 企業戦略室 室長	○	○	○			○	○
	なかばやしけいいち 中林恵一	再任	2年	社内	—	男性	取締役 副社長執行役員	○	○		○	○		
	はたさきみつよし 畑崎充義	再任	8年 11ヶ月	社内	—	男性	取締役	○	○					
	あおきひでひこ 青木英彦	再任	2年 11ヶ月	社外	独立	男性	取締役 取締役会議長		○		○			○
	つつみ 堤はゆる	再任	2年	社外	独立	女性	取締役	○		○				○
	おおいしりょう 大石良	再任	1年	社外	独立	男性	取締役	○					○	○
監査等委員	まつざわなおてる 松沢直輝	—	2年 11ヶ月	社内	—	男性	取締役 (常勤監査等委員)		○	○		○		
	ふくしま 福島かなえ	—	2年 11ヶ月	社外	独立	女性	取締役 (監査等委員)			○		○		○
	とみななおこ 富田尚子	—	2年	社外	独立	女性	取締役 (監査等委員)	○			○			○

以上

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年3月1日～2026年2月28日）の経営成績は、売上収益が2,840億14百万円（前期比25.9%増）、コア営業利益が164億7百万円（同3.6%減）、営業利益が160億28百万円（同4.2%減）、税引前当期利益が142億3百万円（同8.0%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は120億13百万円（同8.8%増）とトップラインとボトムラインで増収増益を確保したものの、その間の段階損益であるコア営業利益や営業利益などが第4四半期連結会計期間の失速で前年減益に転じました。

当連結会計年度は、2023年5月8日に公表した中期経営計画「PLAN-W」の最終年度3年目の総仕上げとなると同時に、「次なる挑戦」となる次期中期経営計画「VISION-W」に向け準備を進めてまいりました。この度の決算は、当社が推進する事業ポートフォリオ改革の成果と、次なる成長に向けた課題が顕在化した期間であったと総括しております。

具体的には、ブランド事業において、上期より苦戦が継続していたアパレルブランドについては、次期中期経営計画に備えた収益構造改革の断行が必須と判断し、徹底した生産性改善と他の成長事業への人材再配置を進めつつ、冬物仕入を戦略的に抑制してプロパー消化率の向上と在庫の適正化を最優先する戦略へと方針転換しました。この取り組みにより、キャッシュ・フローや粗利益率の改善といった来期に向けた成果を得たものの、第4四半期連結会計期間の年末年始セール商戦も含んだ繁忙期における売上高の未達を補うには至らず、通期のコア営業利益が前年を下回る主因となりました。

一方で、プラットフォーム事業が2025年2月末に連結加入したエムシーファッション(株)の貢献等で大幅な増益を達成しました。ブランド事業の中でも健闘したライフスタイルブランドなどと併せて、特定の事業環境の変化に左右されにくい、収益構造への転換がさらに進んだ証と認識しております。

また、2025年12月に連結子会社化した(株)ライトオンについて、オプション価値の評価益及び段階取得差益を一時収益として計上したほか、株式交換の手法で(株)ナルミヤ・インターナショナルを2025年10月1日付で完全子会社化した効果が非支配持分への利益流出の停止を通じて、親会社の所有者に帰属する当期利益と資本（親会社持分）の増加に寄与しました。

反面、神戸本社の土地・建物を譲渡したことに伴う売却損失や、持分法適用関連会社であるラクサス・テクノロジーズ(株)の投資損失を計上したことから、第3四半期連結累計期間までの営業利益の計画超過分を取り崩す結果となりました。これらの会計処理は、将来の不確実性を早期に排除し、次期中期経営計画「VISION-W」でのROIC経営本格始動に向けたアセットの再配分と財務基盤の健全化を企図したものです。

セグメント別の状況は次のとおりです。

1) ブランド事業

ブランド事業においては、あるべきブランドポートフォリオ戦略の完遂にむけて、ブランド事業セグメント全体最適の視点で成長性と収益性のバランスが取れた持続的成長を追求しております。

百貨店を中心に展開するミドルアップブランドは、ブランドらしく差別化された高付加価値な商品開発を行うほか、世界的な物価上昇や急激な為替変動に左右されないよう、自社工場体制を垂直統合して国内生産回帰を進めております。また、お客様との強いつながりを構築するため、マルチチャネル化やOMO (Online Merges with Offline) 戦略を進め、様々なプロトタイプ開発・出店を通じて新たな成長の創造に取り組んでおります。

ショッピングセンターを中心に展開するミドルローブランドにおいては、前連結会計年度の期首に商品調達部隊の垂直統合を行い、更なる直質化の推進や型数の適正化などによる原価率低減や価格競争力の強化に努めております。また、ミドルローブランド事業子会社のスケール活用やノウハウ共有によって、店舗運営の改良や店舗開発などの強化にも取り組んでおります。

ライフスタイルブランドでは、暮らしに寄り添った衣・食・住を生活雑貨や服飾雑貨で提案し、引き続きお客様の支持拡大に努めております。前連結会計年度の期首に行ったミドルロー系のライフスタイルブランド事業の一社統合によるリソースの融通、ノウハウの共有等での収益構造の抜本的な改革効果も発現しております。

なお、2026年3月1日に、(株)阪急スタイルレーベルズが運営するコスメセレクトショップ「カラーフィールド」事業及び家具・インテリア雑貨「ダブルデイ」事業を承継し、ライフスタイル領域における事業基盤の更なる拡充も進めております。

一方、投資サブセグメントにおいては、プラットフォーム導入によるシナジー追求や収益構造の向上・確立をテーマに掲げております。投資会社の(株)W&Dインベストメントデザインが再生投資事業の大型案件として取り組む(株)ライトオンの事業再生については、収益の抜本的な構造改革が当初想定通りの進捗となっていることから、抜本再生の総仕上げとして2026年3月1日付で完全子会社化しました。

また、海外事業の開発・拡張も積極的に進めております。タイでは2025年1月にサハ・グループと合併で設立したWorld Saha (Thailand) Co.,Ltd.がバンコクに「RAGTAG」の海外1号店と同2号店を2025年7月と同9月に出店しました。台湾では(株)ナルミヤ・インターナショナルと共に「プティマイン」の海外1号店を2025年3月に出店したほか、同年11月には「RAGTAG」の海外3号店も出店しました。また香港においては、代理商を通じて、「プティマイン」の海外2号店を2025年9月、同3号店を同年11月に相次ぎ出店いたしました。

当連結会計年度では、春夏商戦において一部のアパレルブランドのMD設計が量・質の両面で顧客ニーズを十分に捉えきれなかったことに加えて、夏から秋への商品切り替えの遅れ等により、年間を通じて苦戦を強いられ、ライフスタイルブランドの好調による増益を相殺する結果となりました。この課題解決と収益構造の抜本的な改革に向け、来期よりB2C事業を統括する(株)ワールド・ブランドズへ機能を再編・集約し、アパレルのMD改善活動などを推進してまいります。

2) デジタル事業

デジタル事業は「B2Bソリューション」と「B2Cネオエコノミー」から成り立っており、B2Bはこれまでの積極投資を外販収益で回収できるよう、B2Cは「サーキュラー」を成長加速できるよう目指しております。

B2Bソリューションでは、ECの運営受託サービスにおいて、自社ブランドを中心に販売する直営ファッション通販サイト「ワールド オンラインストア (WOS)」をはじめ、他社公式ECの開発・運営を受託しております。自社サイト運営においては、アプリの機能改善やOMO活動に対する投資を進め、直営店舗とのシームレスなサービス改善をブランド事業と一体で推進しております。また、他社ブランドの取り扱い拡大による「WOS」のモール化にかかる先行投資を推進しております。一方、ソリューションサービスでは、自社グループの物流コスト抑制の取り組みや基幹システムの更新に留まらず、他社への在庫コントロールシステムの導入・運用サービスの提供を進めており、売上拡大に向けた営業活動を継続して強化しております。

B2Cネオエコノミーにおいては、様々なテーマで実験した事業の「選択と集中」を行った結果、「サーキュラー」に焦点を当てて成長戦略を追求しております。ユーズドセレクトショップ「RAGTAG」を運営する㈱ティンパンアレイは店舗とECの相互活用による仕入・販売両面のOMO戦略で成長を追求しつつ、今後の成長に向けてカジュアル業態「usebowl」の実験を継続するほか、海外展開においては現地でのPOP-UP出店からの学びを活かしてタイと台湾での店舗展開に挑戦するなど、将来の成長に向けた先行投資を重点的に実施しております。また、オフプライスストア「& Bridge」を運営する㈱アンドブリッジにおいては、㈱ティンパンアレイとの事業連携を推進しており、店舗収支の改善やEC売上の伸長といったシナジー効果も出ております。

当連結会計年度のセグメント利益は、上場に伴うラクサス・テクノロジーズ㈱の連結子会社から持分法適用関連会社への連結範囲の変更がマイナスに影響した点を除くと、B2BとB2Cの合計では先行投資の負担増を吸収する格好でほぼ前年並みでした。ただ、B2CはB2Bに比べて成長投資の負担が相対的に大きいこともあり、B2Cサーキュラーは既存店売上の伸長や粗利率の改善にもう一段注力する必要があると考えております。

3) プラットフォーム事業

プラットフォーム事業では、ワールドグループが培ってきた様々なノウハウと仕組みを活用したプラットフォームの外部企業へのオープン化を推進し、業界の枠組みを超えた新たな事業領域の拡大に取り組んでおります。

中間持株会社の㈱ワールドプラットフォームサービスは、プラットフォーム事業の収益モデルを整える事業マネジメント機能と外部顧客の法人企業へのマーケティング機能を有します。各プラットフォームのノウハウ・仕組みを横断的に組み合わせ、顧客のニーズに最適なサービスをワンストップで提案・提供しております。

生産プラットフォームの㈱ワールドプロダクションパートナーズは、自らの商社機能を発揮して直接貿易スキームの構築や、製造子会社群の生産性改善の指導・支援をするほか、外販主体の専門商社

である(株)イディオムや縫製工場の(株)ラ・モードでは、他社アパレルの商品開発及び製造 (OEM・ODM事業) を受託しております。

販売プラットフォームの(株)ワールドストアパートナーズでは、商品在庫の最終的な換金に不可欠なアウトレット「NEXT DOOR」や他社ブランドの出店も年々増やしてきたファミリーセール等の催事を運営するほか、様々な業種業態の販売代行業務といった外販サービスも着実に成長してきております。

こうしたアパレル起点の生産・販売プラットフォーム以外では、(株)アスブランドに代表される子会社群が、空間創造や什器・備品の製造販売(建装)、家具や雑貨の卸からコントラクトに至るライフスタイル領域も手掛けており、プラットフォーム事業のサービスラインやクライアント層の幅を拡張することに寄与しております。

このほか、M&Aも活用しながらプラットフォーム機能の強化を図ることでB2B事業基盤の拡充を進めてきており、ファッションの多様性と持続性の実現への貢献を目指した「ワールド・ファッション・エコシステム」の構築に向けて更なる事業基盤の拡充を図っております。

具体的な事例としては、2025年2月28日付で子会社化したエムシーファッション(株)、2025年3月1日付で子会社化した(株)ワールドソーイングの連結加入により、生産プラットフォームのリソースは大きく拡充されており、当社グループを挙げてシナジー効果も追求しながら一層の事業拡大を推進しております。

当連結会計年度においては、未だ受注パイプラインの拡充に課題を残したものの、取引条件の変更による粗利確保や案件単位の採算性も吟味した外販受注などを継続的に進めており、為替変動に対する抵抗力を増すことや複数サービスを顧客に提供するクロスセルなどで着実に成果を得つつあります。また、前期との比較では、エムシーファッション(株)の連結加入に伴うB2B外販の収益拡大がセグメント利益の増加へ大きく寄与しました。

4) 共通部門

事業セグメントに属さない共通部門においては、子会社からの配当や経営指導料等を収入として計上し、当社(ホールディングス)のコーポレートスタッフ等の費用を賄うことを基本的な収益構造としておりますが、子会社からの配当は予めセグメント利益から除いております。

共通部門は、コーポレートスタッフの「グループ経営本部」に加えて、グループの商品鮮度向上とソフト開発を監修する「クリエイティブ・マネジメント・センター」、次世代OMOストアの開発・運営やDCXを推進する「デジタルリテール推進室」を束ねる「ブランド事業本部」、グループの情報・物流システムを開発・運用する「デジタルソリューション事業本部」などで成り立っております。

そして、2025年9月には「企業戦略室」を新設したほか、2026年1月に(株)ワールドインベストメントネットワークを前身とする「企業投資室」も設置しており、次期中期経営計画「VISION-W」に向けて、グループ共通の重要戦略の実現に向けた活動を開始いたしました。

ホールディングスは重点分野への集中投資という自らの役割を果たすため、子会社からホールディ

ングスのスタッフ等の実費を上回る経営指導料等で回収することを原則としております。新規事業や海外事業の開発といった実験費用の一部を負担する反面、コーポレートはAI活用のDX化や重複機能の集約化などを不断に進めて自らの生産性の改善に努めております。

当連結会計年度においては、業績連動に伴うコストコントロールを行った一方で、前連結会計年度より本格稼働した海外事業開発室の活動費のほか、会社・部署横断で取り組む新規事業等に対する戦略的投資や成長投資にかかる先行費用の増加、従業員処遇の改善に伴う人件費の増加などの影響を受けました。

(企業集団のセグメント別売上高の状況)

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト					調 整 額 (注)	合 計
	ブランド 事業	デジタル 事業	プラット フォーム 事業	共通部門	計		
売上収益							
外部収益	193,927	11,858	77,991	238	284,014	—	284,014
セグメント間収益	6,164	19,481	52,431	7,356	85,432	△85,432	—
計	200,091	31,339	130,422	7,594	369,446	△85,432	284,014

(注) 調整額は、主にセグメント間取引消去等であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、87億33百万円であります。

その主なものは、出店・改装に伴う店舗設備やブランドの価値向上を目的としてブランド事業へ48億67百万円を投資したほか、ECサイト運営を中心としたデジタルソリューション事業への強化等のため、デジタル事業へ31億72百万円の投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は設備投資を含めた所要資金調達のため、シンジケートローン総額993億円を組成しております。このうち、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と510億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	I F R S							
	第65期		第66期		第67期		第68期 (当連結会計年度)	
	自 至	2022年4月1日 2023年3月31日	自 至	2023年4月1日 2024年2月29日	自 至	2024年3月1日 2025年2月28日	自 至	2025年3月1日 2026年2月28日
売上収益 (百万円)		214,246		202,342		225,658		284,014
営業利益 (百万円)		11,686		12,004		16,730		16,028
当期利益 (親会社の所有者に帰属) (百万円)		5,686		6,764		11,039		12,013
基本的1株当たり 当期利益 (円) (親会社の所有者に帰属)		76.37		93.68		158.61		171.36
希薄化後1株当たり 当期利益 (円) (親会社の所有者に帰属)		76.37		93.68		158.61		171.36
資産合計 (百万円)		251,421		239,685		273,826		280,059
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)		82,420		82,010		81,188		94,659

- (注) 1. 会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（I F R S）に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. 第66期につきましては、決算期変更により2023年4月1日から2024年2月29日までの11ヶ月間となっております。
3. 第66期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第65期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。
4. 2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、第65期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。
5. 第65期、第66期、第67期の基本的1株当たり当期利益について、親会社の普通株主に帰属しない金額（その他の資本性金融商品の所有者に帰属する金額）を考慮しております。
6. 第68期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第67期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	日本基準							
	第65期		第66期		第67期		第68期 (当事業年度)	
	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年2月29日	自 2024年3月1日 至 2025年2月28日	自 2025年3月1日 至 2026年2月28日				
売 上 高 (百万円)	18,234	16,243	18,090	15,545				
営 業 利 益 (百万円)	3,224	1,686	1,014	2,351				
当 期 純 利 益 (百万円)	4,480	4,697	5,388	51				
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	66.01	69.05	79.10	0.73				
希薄化後1株当たり 当 期 純 利 益 (円)	—	—	—	—				
総 資 産 (百万円)	121,851	118,440	125,443	122,033				
純 資 産 (百万円)	20,133	22,893	26,023	29,428				

- (注) 1. 第66期につきましては、決算期変更により2023年4月1日から2024年2月29日までの11ヶ月間となっております。
2. 2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第65期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び希薄化後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 希薄化後1株当たり当期純利益について、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

重要な子会社等は次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株)フィールズインターナショナル	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
(株)アルカスインターナショナル	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
エムシーファッション(株)	2,000百万円	100.0%	衣料品製造販売、糸・織編地・雑貨等販売
(株)ライフスタイルイノベーション	90百万円	100.0%	生活雑貨等の企画及び販売
(株)エクスペローラズトーキョー	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
(株)ナルミヤ・インターナショナル	255百万円	100.0%	ベビー・子供服等の企画及び販売

(4) 経営環境及び対処すべき課題

① 経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進行に伴う販売数量減少に加えて、国内アパレル市場も成熟化してプレイヤーの淘汰が進む一方、海外生産地での加工賃上昇や為替変動による仕入価格の上昇に加えて、人手不足による人件費や物流費といった経費増加も生じるなど、引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。また、デジタル化の進展を背景として消費者の購買行動は急速に変化しており、新たなビジネスチャンスが生まれているものの、新規参入企業の誘発などを通じて異業種や外資系も巻き込んだ競争激化が継続しております。また、地政学的リスクの高まりによる原料価格の高騰等、経済の不透明感は根強く、引き続き厳しい市場環境が続くことが想定されます。

こうした国内アパレル市場や消費者の大きな変化の中で、永続的に成長を遂げ、勝ち続ける企業組織であるためには、これらの環境変化の認識のもと、更なる変革が必要であると認識しております。そして、自己変革を具現化するためにも、以下の点を対処すべき課題と認識し、解決に向けて重点的に取り組んでまいります。

1) 事業収益力の向上

当社グループは、各事業セグメント間の密接な連携や相互の活用で一枚岩を図りつつ、それぞれのセグメントで異なる外部顧客に向けた営業活動等に取り組んでおります。

2027年2月期より始まる次期中期経営計画「VISION-W」より、これまで事業展開してきたセグメントを、市場とビジネスモデルに応じて「B2C」事業及び「B2B」事業の2大事業セグメントに再編しております。各々の事業セグメントにおいては、更にサブセグメントを設け、それぞれの事業特性や競争環境に応じた最適な事業運営体制を構築いたします。

それぞれの事業セグメントの具体的な課題や取り組みについては、以下のとおりであります。

(B2C事業)

国内外のアパレルブランド及び国内ライフスタイルブランドにおいては、強化すべきブランドと店舗への選択と集中に取り組んでまいりました。子会社各社が市場最適に向けた改善活動を行っていることに加えて、様々なテーマの改革をグループ横断で実施しております。

成熟した国内市場では、過去のようなブランド開発や新規出店だけに頼った収益成長が見込めないと判断しており、既存のブランドや店舗の付加価値を再構築するべく、グループに分散していたマーケティング組織を統合しマーケティング強化を進めるとともに、店頭で販売を担うドレッサーのインフルエンサー化によるSNS経由でのマーケティングを進めるなど店舗とECのシームレスなサービス提供に向けて総力を挙げて取り組んでまいります。アパレルブランドの既存店売上上に過度に依存せず、根本課題である商品開発力・MD精度・販売力を向上させることで収益力を回復させてまいります。すでに人員の再配置や型数・仕入れ量の戦略的な削減など構造改革を断行しており、収益構造の改善に一部着手しております。

海外市場ではタイのサーキュラー事業が安定化し始め、拡大フェーズに入りました。今後、香港やマレーシアでの店舗ローンチを予定しております。一方で、長く事業を営んできた台湾では、国内アパレル同様に既存ブランドが課題に直面しており、改革を急いでおります。

(B2B事業)

B2B事業においては、当社グループが長年にわたって培ってきた様々なノウハウと仕組みが凝縮された、多業態・多ブランドを支えてきたプラットフォームを、積極的に外部企業にも開放する形で各種サービスの提供へ取り組んでおります。

サプライチェーンセグメントにおいては、OEM受託として、国内から中国、アセアンにいたる幅広い生産基盤や企画機能といった生産支援メニューを外部企業に提供しております。また、競争優位性のある海外什器調達力を背景にホテルや飲食店の内装等にも事業範囲を拡大しております。

テクノロジーセグメントにおいては、EC等における受注、梱包、発送、入金等の一連のプロセスを指すフルフィルメント、バリューチェーンをフルカバーする多様な機能群に至るファッションビジネスに必要な全ての業務領域を支えるデジタルプラットフォームの構築と提供を推進しております。当社グループのリアルな事業経験に裏打ちされたシステムは、「中小企業でも低廉なコストで利用できるサー

ビス」をコンセプトに他社への魅力あるサービス提供も視野に入れて、全業務領域のシステム刷新に伴う開発投資を行ってまいりました。今後は、バンダーと協業で業界の共通基盤としてのシステムや付随するOMOコマース事業のソリューションを提供するほか、プロジェクトマネジメント、業務設計等のIT・業務コンサルティング、及びデジタルマーケティング運用等の受託事業へ進化させることで収益貢献を積み上げてまいります。

人材オペレーションセグメントにおいては、店舗開発や販売代行、在庫消化といった多様な販売支援メニューを提供しております。この他、シェアードサービスとして、ファッションビジネスに関わる様々な事務処理・手続き等の各種事務サービスを一括で受託できる体制を整えております。

こうした当社グループの各種プラットフォームを顧客ニーズによって組み合わせ、ワンストップでサービスを提供することは、例えば、海外ブランド企業の日本進出支援に有効な手段となります。海外企業の日本初進出時には、店舗開発や店舗運営、経理等の本部機能やシステム構築、物流網の設置など、起業特有の多岐にわたる分野で幾つものハードルがあります。当社グループは、顧客の事業課題の特定、戦略構築から伴走しながら、顧客にとっての最適商品・サービス開発・提供によって付加価値を高め、真のパートナーとなることを目指してまいります。

今般のグループ再編では、グループ全体の強みを最大限に活かし、事業責任の明確化と迅速な資源配分を実現することで、より効率的かつ効果的な事業運営を目指します。特に、コスト競争力の強化と重複の解消を通じて、グループならではの規模を活かした競争優位性を確立するとともに、企業経営の透明性の向上や経営戦略の納得感の醸成を通じて、ステークホルダーの皆様への説明責任も果たしてまいります。

2) 財務体質の改善

当社グループは、保有資産の有効活用による価値極大化も目指しており、資産に対するリターンである資産効率の向上に取り組んでおります。

これまで、ブランド事業の中核的なアセットである棚卸資産の圧縮で在庫回転率の改善を進めたほか、不動産の入れ替えなどで固定資産の収益力も引き上げました。こうした資産の効率性及び収益力の向上を図るとともに、その対となる資金調達面において、負債・資本バランスといった財務体質の改善を進めました。

MBO時の資金源として銀行借入やメザニン、永久劣後特約付ローン^(注)による資金調達を利用した経緯で、資本に対する借入金の割合が大きいといった課題が依然としてあるものの、財務体質の健全化に一定の目処が立ちました。2027年2月期から始まる次期中期経営計画「VISION-W」では、事業活動により得た利益を原資として、引き続き有利子負債の圧縮を進めるとともに、資金配分の重点を成長投資と株主還元へ移行してまいります。

なお、当社グループでは、債務返済の能力及び事業の収益性・成長性を持続的に向上できるよう、有利子負債と株主資本の最適な資本構成を検討する目的から、ネットD/Eレシオを財務体質の健全化指標としております。中期経営計画「PLAN-W」策定時において、中長期的にネットD/Eレシオ0.5倍を目

標としておりましたが、次期中期経営計画「VISION-W」においては、IFRS第16号に伴うリース負債を含めたネット有利子負債を用いることとし、0.75倍未満を目指してまいります。

(注) 永久劣後特約付ローンは、元本の弁済期日の定めがなく利息の任意繰延が可能なことなどから、国際会計基準(IFRS)における「資本性金融商品」に分類され、本劣後ローンによる調達額は、当社連結財政状態計算書上、「資本」に計上されることとなります。

3) 人材等のリソースの確保

当社としましては、今後の事業の柱に不可欠な人材や資金といったリソースの確保も重要課題と認識しており、企業価値改善と従業員価値改善の好循環を通じてステークホルダーの価値改善を実現してまいります。

当社グループは、ファッションテックといった新たな分野に秀でた技術や人材を確保するため、グローバル・オファリングにより調達した資金を活用し、M&Aなどを通じエンジニア等の人材を得てきました。今後は、当社グループの事業構造の非連続な変革を実現するためには、優秀な人材の確保が引き続き重要と認識しており、持続的な従業員処遇改善に取り組んでまいります。加えて、外部人材を登用し、継続的に次世代リーダーを輩出していく仕組みづくりにも注力してまいります。

4) コーポレート・ガバナンスの強化

当社はグループ企業価値を高めるため、事業持株会社としてグループ経営戦略を立案し、子会社間でのシナジー効果の追求や子会社に対する管理・監督機能を適正かつ有効に発揮すべく、今後もグループの業務や組織運営、事業ポートフォリオの最適化や保有資産の価値最大化に取り組んでまいります。

そして、企業の社会的責任(CSR)の高まりに継続的に応えていくため、今後も意思決定プロセスの透明性確保や企業経営の効率性向上に注力するとともに、コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの充実を図ってまいります。

また、監督と執行の分離で迅速な意思決定を行うことにより、グループ企業価値の更なる向上を目指しております。同時に、社外取締役が過半数を占める取締役会の監督機能の強化や役員の健全な新陳代謝の進展なども図っており、グループの経営力の更なる向上並びにコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に取り組んでおります。

② サステナビリティに関する考え方及び取り組み

当社グループは、『価値創造企業グループ』として長期的・持続的に価値を創造し、提供し続けるためには「持続可能な社会の実現」への貢献が不可欠であり、環境負荷及び社会活動に関する取り組みを企業経営における重要課題のひとつと位置づけております。

そして、分散構造故に見える化が進んでいないファッション業界において、環境負荷の見える化を進めるとともに「ワールド・ファッション・エコシステム」を通じて、ファッション産業の多様性と持続性の両立を目指し、産業全体の構造的課題の解消に向けて積極的に取り組んでおります。

「ワールド・ファッション・エコシステム」の構築を一段と高次元なものに昇華させることで、新たな成長機会の創出や社会が共感できる価値を創造すべく、ワールドグループならではの持続可能な社会

に向けた戦略指針を具体化した、当社グループ独自の「ワールド・サステナビリティ・プラン&レポート」を公表し、目標達成に向けたKPIを設定の上、各施策を実施しております。また、実現に向けた基盤として、人的資本経営のフレームワークの構築やダイバーシティの推進をしております。なお、「ワールド・サステナビリティ・プラン&レポート」の詳細は当社ウェブサイト (<https://corp.world.co.jp/csr/>) をご参照ください。

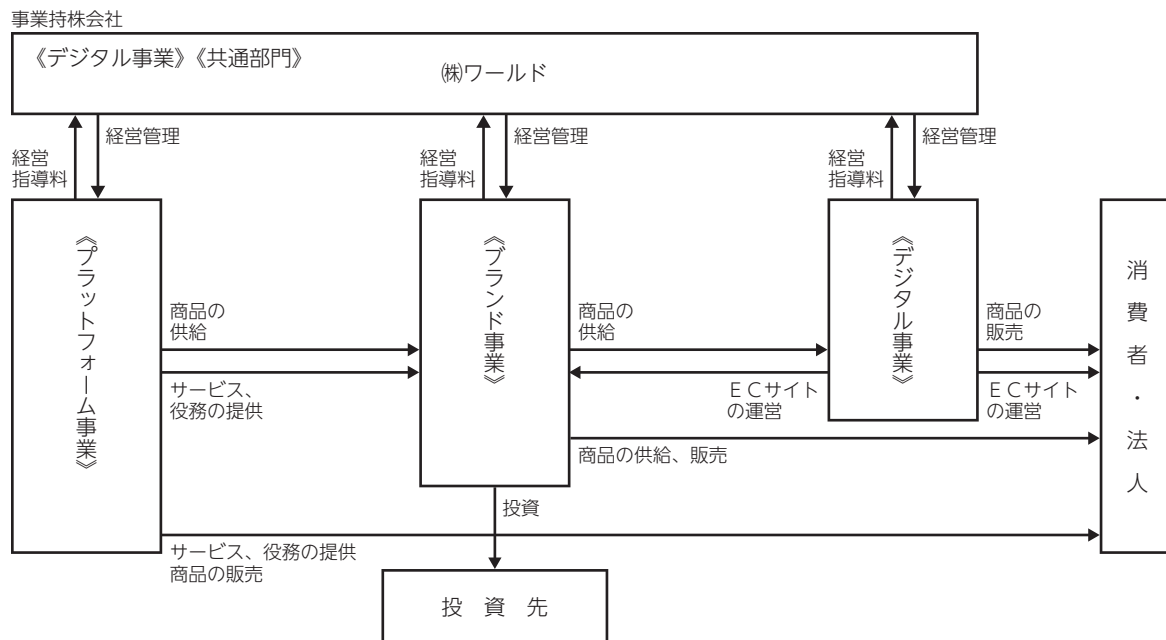
人的資本経営の取り組みにおいては、「知識の利用可能性向上（ナレッジ共有の進化）」「ワークフォースの最適化（生産性向上）」「多様性の向上」「エンゲージメントの向上（組織力向上）」という4つの取り組みテーマにおいて、事業戦略及び事業成長の進捗に基づいたKPIを設定して推進しております。

(5) 主要な事業内容（2026年2月28日現在）

当社グループは、当社、子会社48社及び持分法適用関連会社2社より構成されております。

当社グループの事業内容は、国内外にて婦人、紳士及び子供衣料品並びに服飾雑貨の販売を営むブランド事業、ファッションに特化したECモール運営や情報・物流システムの業務受託等のデジタルソリューションの提案、デジタル軸での新たなサービスの開発・展開を担うデジタル事業、衣料品並びに服飾雑貨等の生産・調達・貿易や什器製造販売を通じた空間創造支援等のプラットフォーム事業を営んでおります。

以上の概要を図示すると次のとおりであります。



(6) 主要な営業所及び工場 (2026年2月28日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
東 京 支 店	東 京 都 港 区

② 子会社等

会 社 名	所 在 地
(株)フィールズインターナショナル	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
(株)アルカスインターナショナル	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
エムシーファッション(株)	東 京 都 品 川 区
(株)ライフスタイルイノベーション	東 京 都 港 区
(株)エクスプローラーズトーキョー	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
(株)ナルミヤ・インターナショナル	東 京 都 港 区

(7) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
ブランド事業	5,086名	△267名
デジタル事業	311名	△48名
プラットフォーム事業	1,667名	+94名
共通部門	311名	+90名
合計	7,375名	△131名

(注) 従業員数には、他社への出向者を含んでおります。前連結会計年度においては2名、当連結会計年度においては15名となっております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
342名	+34名	43.7歳	16.2年

(注) 従業員数には、他社への出向者95名を含んでおります。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2026年2月28日現在)

借入先	借入金残高
(株)三井住友銀行	23,210百万円
(株)三菱UFJ銀行	22,543百万円
(株)みずほ銀行	14,851百万円
(株)日本政策投資銀行	10,219百万円
三井住友信託銀行(株)	2,043百万円
(株)SBI新生銀行	2,010百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年2月28日現在)

① 会社が発行する株式の総数、発行済株式の総数及び株主数

区 分	発行可能株式総数	発行済株式の総数	株 主 数
普通株式	137,500,000 株	36,394,770 株 (注)	44,145 名

(注) 自己株式463,863株を除く。

② 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率 (注)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,322,300 株	9.1 %
寺井 秀藏	2,164,754 株	5.9 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,232,500 株	3.4 %
株式会社エイティ	1,000,000 株	2.7 %
株式会社ケイエム	1,000,000 株	2.7 %
株式会社ワイアール	1,000,000 株	2.7 %
株式会社イーエイチ	840,000 株	2.3 %
上山 健二	695,400 株	1.9 %
JPモルガン証券株式会社	569,799 株	1.6 %
ワールドグループ従業員持株会	538,538 株	1.5 %

(注) 持株比率は、自己株式463,863株を控除して計算しております。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	14,520 株	3 名
取締役（監査等委員）	－ 株	－ 名
社外取締役（監査等委員を除く）	－ 株	－ 名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況 (3) 会社役員状況 ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容に係る決定方針」に記載しております。

④ その他株式に関する重要な事項

- イ. 2025年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社ナルミヤ・インターナショナルを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。これにより、発行済株式の総数は2,467,668株増加し36,858,633株となりました。
- ロ. 2026年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は137,500,000株増加し275,000,000株に、また、発行済株式の総数は36,858,633株増加し73,717,266株となりました。
- ハ. 2026年3月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社ライトオンを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。これにより、発行済株式の総数は3,422,562株増加し77,139,828株となりました。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権	
発行決議日		2025年8月21日	
新株予約権の数		3,525個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 2		普通株式352,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 2		新株予約権1個当たり324,500円 (1株当たり3,245円)	
権利行使期間		2028年3月1日から2035年8月21日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員の 保有状況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	850個 85,000株 2名
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	社外取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2028年2月29日まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、グループ執行役員若しくはディレクター又はこれらに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他の正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ③ 対象者は、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当した場合、権利行使期間中であっても、以後、新株予約権を行使することはできないものとし、直ちに当該新株予約権は消滅する。
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (イ) 当社の取締役会において対象者が故意又は重過失により当社グループに重大なる損害を与えたと認めた場合
 - (ウ) 当社グループの競業の会社の役職員に就任又は就職した場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)
 - (エ) 対象者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- ④ 権利行使をすることができる新株予約権の数は、割当日から権利行使開始日(同日を含まない。)までの間の期間に属する東京証券取引所の各取引営業日における、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値株価の最高価格(以下「基準株価」という。)に応じ、保有する新株予約権のうち下表に記載する割合(下表において「行使割合」という。)に相当する新株予約権を行使することができる。

基準株価	行使割合
3,000円以上	20 %
3,500円以上	40 %
4,000円以上	60 %
4,500円以上	100 %

- ⑤ その他の権利行使の条件については、別途当社取締役会の決議において定める。
2. 2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」については、当該株式分割による調整前の当事業年度末日時点における株式数及び金額を記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2025年8月21日
新株予約権の数		3,525個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 2		普通株式352,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 2		新株予約権1個当たり324,500円 (1株当たり3,245円)
権利行使期間		2028年3月1日から2035年8月21日まで
行使の条件		(注) 1
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 2,675個 目的となる株式数 267,500株 交付対象者数 26名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付対象者数 一名

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2028年2月29日まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、グループ執行役員若しくはがダイレクター又はこれらに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他の正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ③ 対象者は、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当した場合、権利行使期間中であっても、以後、新株予約権を

行使することはできないものとし、直ちに当該新株予約権は消滅する。

(ア) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(イ) 当社の取締役会において対象者が故意又は重過失により当社グループに重大なる損害を与えたと認めた場合

(ウ) 当社グループの競業の会社の役職員に就任又は就職した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）

(エ) 対象者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

④ 権利行使をすることができる新株予約権の数は、割当日から権利行使開始日（同日を含まない。）までの間の期間に属する東京証券取引所の各取引営業日における、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値株価の最高価格（以下「基準株価」という。）に応じ、保有する新株予約権のうち下表に記載する割合（下表において「行使割合」という。）に相当する新株予約権を行使することができる。

基準株価	行使割合
3,000円以上	20 %
3,500円以上	40 %
4,000円以上	60 %
4,500円以上	100 %

⑤ その他の権利行使の条件については、別途当社取締役会の決議において定める。

2. 2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」については、当該株式分割による調整前の当事業年度末日時点における株式数及び金額を記載しております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 (2026年2月28日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と 兼 職 先 と の 関 係
鈴木 信輝	代表取締役社長執行役員 企業戦略室 室長		
中林 恵一	取締役副社長執行役員		
畑崎 充義	取 締 役		
青木 英彦	取 締 役 会 議 役 長	東京理科大学大学院 経営学研究 科 技術経営専攻教授 加藤産業(株) 社外取締役 (株)物流革命 社外取締役	特別な関係はありません
堤 はゆる	取 締 役	OFFICE HAYURU 代表 学校法人大阪女学院 監事	特別な関係はありません
大石 良	取 締 役	(株)サーバーワークス 代表取締役 社長 社長執行役員 (株)BSアセットマネジメント 取締 役 富士フィルムクラウド(株) 社外取 締役	特別な関係はありません
松沢 直輝	取 締 役 (常勤監査等委員)		

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
福島 かなえ	取締役 (監査等委員)	(株)イクシス 監査役 (株)ソラスト 監査役 (株)カチタス 監査役 宇都宮・清水・陽来法律事務所 パートナー 東京都労働委員会公益委員	特別な関係はありません
富田 尚子	取締役 (監査等委員)	(株)WHI Holdings 社外取締役 監査等委員 Y&N Management(株) 代表取締役 嘉悦大学大学院 ビジネス創造研究科 経営経済学部 教授 (株)インテリックスホールディングス 社外取締役	特別な関係はありません

- (注) 1. 取締役 青木英彦、取締役 堤はゆる、取締役 大石良、取締役(監査等委員) 福島かなえ、及び取締役(監査等委員) 富田尚子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は取締役 青木英彦、取締役 堤はゆる、取締役 大石良、取締役(監査等委員) 福島かなえ、及び取締役(監査等委員) 富田尚子を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員) 松沢直輝は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議等における情報共有や、内部監査部門等との十分な連携により、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。
4. 取締役(監査等委員) 福島かなえは、裁判官や上場会社の社外取締役として豊富な経験があり、法務及びリスク管理に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員) 富田尚子は、会社経営者や上場会社の社外取締役として豊富な経験があり、会計や金融に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 事業年度中に退任した会社役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
佐藤 秀哉	2025年5月27日	任期満了	取締役 (株)テラスカイ 代表取締役社長 TerraSky Inc. CEO (株)スカイ365 取締役 (株)テラスカイベンチャーズ 取締役 Terrasky Thailand co., ltd. 取締役 (株)Cuon 取締役 (株)リベルスカイ 取締役 (株)Quemix 取締役 (株)テラスカイ・テクノロジーズ 取締役 (株)エノキ 取締役 (株)DiceWorks 取締役

③ 責任限定契約に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。当該定款に基づき、当社が取締役青木英彦、取締役堤はゆる、取締役大石良、取締役（監査等委員）松沢直輝、取締役（監査等委員）福島かなえ及び取締役（監査等委員）畠田尚子と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。

なお、当該保険契約の被保険者は、当社、国内連結子会社、海外子会社及び当社の実質的支配下にある持分法適用会社、当社及び国内連結子会社の取締役（監査等委員含む。）、監査役及び執行役員等の管理監督の立場にある従業員、海外子会社及び持分法適用会社の取締役及び監査役のうち当社からの出向者である者、ならびに海外子会社及び当社の実質的な支配下にある持分法適用会社における執行役員等の管理監督の立場にある従業員であり、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。

⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の承認を経たうえで、取締役会において決議しております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の指名・報酬委員会において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその審議内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等は、取締役（監査等委員である者を除く。）と監査等委員である取締役を区分して、株主総会において定められた報酬総額の範囲内において各取締役に配分するものとし、その配分は、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の承認を経たうえで、取締役会において決議しております。ただし、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

報酬等の種類については、①基本報酬、②業績連動報酬としての賞与、③非金銭報酬である株式報酬としての譲渡制限付株式及び④非金銭報酬である業績連動報酬としての株式報酬型ストック・オプションの4種類の組合せとしております。ただし、監査等委員及び社外取締役については、その役割の性質上、利益向上そのものを目標としないことに照らして、①基本報酬のみとし、上記②～④の報

酬はいずれも支給しない方針としております。

上記①～④の各報酬の内容は、全て任意の指名・報酬委員会にて承認され、かつこれらの報酬の割合（構成比率）についても、任意の指名・報酬委員会で承認を経て、取締役会にて決議されております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

確定額報酬等については、基本報酬として職位に応じて定めた額を毎月支給しております。

b. 業績連動報酬としての賞与に関する方針

業績連動報酬としての賞与については、職位に応じて定めた業績連動報酬としての賞与の標準値の額に連結コア営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益及びESG指標の計画達成度の指標に従って係数をかけ、翌連結会計年度の5月に支給しております。

c. 株式報酬としての譲渡制限付株式に関する方針

株式報酬（譲渡制限付株式（RS））については、職位に応じて定めた額の株式報酬を各事業年度の一定の時期に支給しており、1年間の任期を全うすることを条件に3年間の譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限が解除されます。

d. 業績連動報酬としての株式報酬型ストック・オプションに関する方針

非金銭報酬等である業績連動報酬として付与する株式報酬型ストック・オプションについては、取締役（社外取締役を除く。以下本dにおいて同じ。）の報酬・待遇と帰属意識の改善を図りつつ、当社グループの業績向上及び株価上昇に対する執行幹部のインセンティブやコミットメントを高め、企業価値と従業員価値、株主価値を三位一体で向上させていくことを目的とした報酬として、取締役に対し、職位に応じた金額のストック・オプションを支給しております。当該ストック・オプションは、その発行に係る株主総会の決議に従い、当社普通株式の株価に連動して権利行使が可能となる新株予約権の個数が変動する設計としております。株式報酬型ストック・オプションの内容及び額並びに支給する時期及び条件については、当該目的に照らして適切な内容となるよう、環境の変化に応じ、任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえ、決定いたします。

e. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬、業績連動報酬としての賞与、非金銭報酬である株式報酬としての譲渡制限付株式及び業績連動報酬としての株式報酬型ストック・オプションの内容は、全て任意の指名・報酬委員会にて承認され、かつこれらの報酬の割合（構成比率）についても、下表を基本方針として、任意の指名・報酬委員会にて承認を経て、取締役会にて決議されております。

区 分	基本方針			
	基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式	株式報酬型 ストック・オプション
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	40%	15%	15%	30%
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	100%	0%	0%	0%
社外取締役	100%	0%	0%	0%

（注）基本方針に適用された割合を基に、経済情勢を鑑み報酬等の割合を調整しており、任意の指名・報酬委員会の承認を経て、取締役会にて決議しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式	株式報酬型 ストック・オプション	
取 締 役	178	136	－	30	11	7名
（うち社外取締役）	(31)	(31)	(－)	(－)	(－)	(4名)
取締役（監査等委員）	36	36	－	－	－	3名
（うち社外取締役）	(18)	(18)	(－)	(－)	(－)	(2名)
合 計	214	172	－	30	11	10名
（うち社外取締役）	(49)	(49)	(－)	(－)	(－)	(6名)

- （注）1. 上表には、2025年5月27日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬としての賞与を支給する際の指標について、業績及び企業価値向上のインセンティブとして機能するよう財務指標である「連結コア営業利益」及び「親会社の所有者に帰属する当期利益」に加え、非財務指標であるCO₂削減等、主要な「ESG指標」を加味しております。当連結会計年度にかかる実績は、「連結コア営業利益」が16,407百万円、「親会社の所有者に帰属する当期利益」が12,013百万円でした。なお、上表の賞与は、当連結会計年度に係る賞与引当金繰入額を記載しております。
4. 取締役（監査等委員である者を除く。）の金銭報酬限度額は、2015年6月9日開催の定時株主総会で決議された年額400百万円（内、社外取締役は30百万円）であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。また、取締役（監査等委員である者を除く。）への賞与は、前記報酬限度額（年額400百万円）の範囲内で支給することとされております。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬限度額は、2015年6月9日開催の定時株主総会で決議された年額80百万円でありま

- す。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
6. 取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）に対しては、2018年6月15日開催の定時株主総会で、上記年額（400百万円）の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬額（年額400百万円以内）及び内容を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）の員数は3名です。
 7. 取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）に対しては、2025年5月27日開催の定時株主総会で、上記年額（400百万円）とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行のための報酬額（年額400百万円以内）及び内容を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）の員数は3名、株式報酬型ストック・オプションの付与対象となる取締役の員数は2名です。
 8. 当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）に対して株式報酬としての譲渡制限付株式を交付しております。当該譲渡制限付株式の内容につきましては、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 c. 株式報酬としての譲渡制限付株式に関する方針」に記載のとおりです。また、譲渡制限付株式の交付状況は、「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 ③ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。
 9. 当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）に対して業績連動報酬としての株式報酬型ストック・オプションを支給しております。当該株式報酬型ストック・オプションの内容及び業績指標等につきましては、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 d. 業績連動報酬としての株式報酬型ストック・オプションに関する方針」に記載のとおりであり、当事業年度における指標の実績は、3,370円でした。また、当事業年度の末日における新株予約権の保有状況は、「2. 会社の現況 (2) 新株予約権等に関する事項 ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりです。
- ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

〔(3) 会社役員状況 ① 取締役〕に記載のとおり、社外取締役が兼務する他の法人等との特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	青木 英彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席いたしました。国内外における小売・流通業界担当の証券アナリストとしての豊富な経験に基づいた視点から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営管理についての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	堤 はゆる	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席いたしました。多様な業界における組織開発・人材育成・組織マネジメントの経験に加えて、会社経営や上場会社の社外取締役の経験に基づいた視点から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に組織マネジメントについての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	大石 良	2025年5月27日就任以降、取締役会11回のうち10回に出席いたしました。クラウドサービス事業における豊富な経験に基づいた視点から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にIT分野での専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	福島 かなえ	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに、また、監査等委員会16回のうち全てに出席いたしました。裁判官や上場会社の社外役員の実験による高度な法務の専門知見に基づき、監査等委員である取締役として客観的かつ中立的な観点からの確かな助言等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	富田 尚子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに、また、監査等委員会16回のうち全てに出席いたしました。会社経営や上場会社の社外取締役の実験による会計や金融を中心とした幅広い見識に基づき、監査等委員である取締役として客観的かつ中立的な観点からの確かな助言等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(5) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る報酬等の額	80 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	118 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
なお、当社の子会社のうち、台湾和亜留土股份有限公司、世界連合時裝（上海）有限公司、世界時興（上海）貿易有限公司等は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。
2. 当社監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の内容、監査時間及び監査報酬の推移、報酬の前提となる見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、以下のとおり決議しております。（最終改定 2021年4月20日）

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システムを整備する。

① 当社の取締役及び使用人（執行役員を含む。以下同じ。）並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「ワールドグループ行動規範」において、法令を遵守し、社内規程、企業倫理、社会規範及び経営理念に従い誠実に行動すべきことを行動規範として規定し、これをすべての取締役及び使用人が遵守すべき最重要ルールと位置付け、その制定改廃は取締役会の承認を要するものとする。
- ・代表取締役 社長執行役員のもと組織されるリスクマネジメント委員会の下にリスクマネジメント担当役員及び担当部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。
- ・当社グループ全体のコンプライアンスプログラム全般を統括する「コンプライアンス規程」を制定し、組織体制、リスク評価、教育、問題発生時の対応等を定める。
- ・「内部通報規程」に基づき、内部通報制度（企業倫理ホットライン）を運用し、行動規範違反・不正行為等の情報収集を図るとともに、通報案件に対応する。
- ・当社に内部監査部を設置し、当社グループの財産保全及び業務運営の実態を適正に調査し、不正・誤謬の発生を防止する。更に、経営の合理化並びに効率化に寄与するとともに、意思の疎通及び業務改善の実をあげ、内部統制の有効性を評価する機能を担い、あわせて企業の健全な発展を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、社内決裁、契約書等の重要情報を保存するものとし、情報の保存及び管理に関する体制の詳細は、以下の各規程において定めるところによる。
 - 文書保存・管理全般：「文書管理規程」
 - 機密情報管理：「機密情報保護規程」
 - 契約書管理：「契約規程」
- ・情報の保存及び管理に関する社内規程・マニュアルに基づき、取締役及び使用人に対する教育・監査等を実施する。
- ・諸規程集等、所定の文書は、ITを活用して常時閲覧できるシステムを構築するものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社のリスク管理に関する規程（危機管理規程）の対象範囲を当社グループ全体に適用するものとし、リスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・危機管理規程及びリスク分類別マニュアルに基づき、内部監査部が監査等を実施する。危機管理規程に定義されたリスクの発生状況、対応結果及び影響等については、リスクマネジメント担当部署が一元管理を図る。
- ・代表取締役 社長執行役員のもと組織されるリスクマネジメント委員会の下に担当役員及び担当部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。
- ・当社に設置されたリスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスク管理を推進する機関とし、推進にかかわる課題・対応策を審議する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の執行役員制度により、意思決定の迅速化・効率化と、事業責任の明確化を図るものとする。
- ・当社グループの職務権限や決裁権限に関する規程に基づき、決裁権限ルートを明確化し、定期的に見直すことにより、取締役の意思決定の効率化を図るものとする。
- ・当社と当社子会社とが、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、ワールドグループとして総合的に事業の発展を図ることを目的とした当社グループに関する規程を定めるものとする。
- ・当社のグループ総合戦略に基づく当社子会社戦略は、各子会社が関係部署及び当社関係会社管理組織と調整のうえで立案する。

⑤ 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ・当社は、当社子会社経営計画検討会を定期的に開催し、会議には、各当社子会社社長又は当社子会社を代表する役員及び当社関係者が出席し、各社ごとに営業状況、利益目標、経営方針及び計画等について討議するものとする。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「ワールドグループ行動規範」を国内連結子会社へ適用するものとし、グループで共通化できるルールは社内規程においてグループ共通諸規程とし、行動規範及び社内規程を基軸として、ワールドグループ全体でのコンプライアンス体制を推進する。
- ・関係会社管理規程に基づき設置された関係会社管理組織が、役割機能別に子会社を管掌する。
- ・グループ会社管理における一定の事項は、当社の審査・合議などを受けるものとする。
- ・内部監査部がグループ会社監査を実施する。
- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するために、関連する諸法令等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築・整備を推進する。

- ⑦ **当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・ 監査等委員会の職務は、内部監査部において補助するものとする。
 - ・ 監査等委員会を補助すべき者を置くことを決議し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
 - ・ 監査等委員会を補助すべき者が監査等委員会の職務を補助する場合には、監査等委員会の指示に従うものとする。
- ⑧ **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制**
取締役及び各主管部署の責任者は下記事項につき監査等委員会及び内部監査部（③を除く）に報告をする。
- （①、②は随時、③、④は定例的）
- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ② 取締役・使用人の法令、定款違反等の不正行為
 - ③ 内部監査の結果
 - ④ 内部通報制度による情報収集及び通報案件への対応の状況
- ⑨ **当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・ 通報者に対する不利益な取扱いの禁止を内部通報に関する社内規程において定める。
- ⑩ **当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・ 取締役及び使用人は、監査等委員が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
 - ・ 監査等委員会は、定期的に代表取締役及び会計監査人と意見交換する機会を設定するものとする。
 - ・ 必要に応じて専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）から監査業務に関する助言を受けるなど、監査等委員会の円滑な監査活動を保障する。

⑪ 反社会的勢力の排除に関する体制

「ワールドグループ行動規範」へ、総会屋や暴力団等企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力に対し、組織的な対応と毅然たる態度で臨み、反社会的勢力から持ちかけられる要求に対しては恐れることなく拒否し、関係を一切持たない旨を規定し、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、及び不当要求については拒絶することを基本方針とする。

企業運営本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、対応基準としての「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、当社と外部機関の連携体制、反社会的勢力の定義、不当要求・不当行為発生時の対応と報告・相談先等に関して定める。

特殊暴力防止対策連合会、企業防衛対策協議会等の外部専門組織に加盟する等、外部専門機関との連携を図るとともに、対応部署の社員を中心に積極的に講習への参加等を通じ収集した情報の一元管理・蓄積等を行う。また反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、外部専門機関と連携し、対応を行えるよう協力体制を構築する。

取引先については、外部調査機関を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行う。取引先との間で締結する基本契約書には、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んだ上での契約締結を推進する。

当社グループの社員で基本的な考え方を共有化するため、「ワールドグループ行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」は、社内イントラネットへ掲載のうえ、当社グループ社員に周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、適正な内部統制を構築しており、当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当期は、定時及び臨時を含めて14回の取締役会を開催し、法令又は定款の定める事項及び業務執行の決定等の職務を行っております。業務を執行する取締役は、業務執行状況を3カ月に1回以上、又はその都度、取締役会に報告しております。

② リスクマネジメント委員会

当社は、リスクマネジメント委員会において当期に取り組むべき重要リスクを設定し、リスク対応計画に基づくリスクへの対応を実施するとともに、行動規範及び社内規程等違反行為に関する事前防止策及び再発防止策等の検討、感染症及び地震等の自然災害へのBCPに沿った対応協議などを実施し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムのPDCAサイクルを推進しております。

③ コンプライアンス教育研修

当社は、コンプライアンス規程の主管部門及び関連部門によるコンプライアンス教育を継続的に実施しており、当期はコンプライアンスの重要性に関する社長メッセージ、不適切な行為についての具体的事例を用いた教育研修を実施しました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、資本政策の基本指針として、「利益成長」「財務健全」「株主還元」が三位一体でバランスのとれた持続的な向上を掲げています。また、利益配分の基本方針として、最適資本構成の実現に向けた資本の充実を図りつつ、株主の皆様に対する利益還元の拡充を経営上の最重要課題の一つと位置付けております。かかる方針のもと、株主還元の拡充策として持続的な増配の実現を重視しています。成長投資と株主還元をバランスよく実施していくため、価値創造を伴った成長余地がある限り、利益配分として中間配当及び期末配当の年2回の剰余金配当が最適との判断に基づくものです。

2023年5月に公表した中期経営計画「PLAN-W」では、2026年2月期までの3年間において、配当性向は30%を目標に維持しつつ、持続的な利益成長を原資とした連続増配による株主還元の拡充を目指しました。一方、「PLAN-W」で3カ年を想定していた永久劣後ローンの弁済完了が、2025年2月末に一年前倒しできたことから、資金配分の重点を成長投資と株主還元へ傾斜していく財務基盤が整いつつあると判断しました。このため、次期中期経営計画の目標として掲げた配当性向40%に向けて、配当性向は2026年2月期より4年間にわたって年2.5%ポイントずつ段階的に引き上げる方針（30%から40%へ）といたしました。

一方、2027年2月期より始まる中期経営計画「VISION-W」では、持続的な成長に向けた投資と最適資本構成に向けた資本の充実を進める一方で、株主還元の中核である配当方針を一段と強化します。利益成長に応じた増配を目指すことを大前提として、配当性向40%以上を基準としつつ、安定的な配当の下支えとして株主資本配当率（DOE）5%以上も組み合わせ、いずれか高い方の採用によって累進的な配当方針にしました。

なお、当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、基本的な方針として期末配当の決定機関は株主総会であります。

連結財政状態計算書 (2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額
資産の部	
流動資産	86,771
現金及び現金同等物	18,109
売上債権及びその他の債権	35,151
棚卸資産	31,682
その他の金融資産	57
その他の流動資産	1,771
非流動資産	193,288
有形固定資産	33,412
使用権資産	46,318
無形資産	82,657
持分法で会計処理されている投資	1,418
繰延税金資産	7,952
その他の金融資産	19,801
その他の非流動資産	1,731
資産合計	280,059

科 目	金額
負債の部	
流動負債	94,572
仕入債務及びその他の債務	36,985
未払法人所得税	1,918
引当金	203
借入金	37,823
リース負債	14,576
その他の金融負債	195
その他の流動負債	2,873
非流動負債	89,205
借入金	43,964
リース負債	33,588
退職給付に係る負債	1,911
引当金	9,284
その他の金融負債	443
その他の非流動負債	15
負債合計	183,777
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分合計	94,659
資本金	511
資本剰余金	20,787
利益剰余金	72,568
自己株式	△505
その他の資本の構成要素	1,298
非支配持分	1,623
資本合計	96,282
負債及び資本合計	280,059

連結損益計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	284,014
売 上 原 価	144,340
売 上 総 利 益	139,674
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	123,267
そ の 他 の 収 益	5,039
そ の 他 の 費 用	2,627
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	2,790
営 業 利 益	16,028
金 融 収 益	90
金 融 費 用	1,915
税 引 前 当 期 利 益	14,203
法 人 所 得 税	2,270
当 期 利 益	11,933
親会社の所有者に帰属する当期利益	12,013
非支配持分に帰属する当期損失	80

貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,131	流 動 負 債	46,501
現金及び預金	6,218	買掛金	104
受取手形及び売掛金	95	短期借入金	38,715
商品及び製品	79	1年内返済予定の長期借入金	5,221
原材料及び貯蔵品	30	リース債務	479
前払費用	334	未払金	1,130
未収入金	2,366	未払法人税等	71
関係会社短期貸付金	4,998	未払消費税	15
その他	10	未払費用	649
固 定 資 産	107,902	預り金	28
有形固定資産	26,655	賞与引当金	83
建物及び構築物	2,714	その他	6
機械及び装置	0	固 定 負 債	46,104
車両運搬具	2	長期借入金	43,954
工具、器具及び備品	99	リース債務	1,737
土地	21,865	再評価に係る繰延税金負債	15
リース資産	1,973	退職給付引当金	358
建設仮勘定	2	資産除去債務	40
無形固定資産	6,944	負 債 合 計	92,605
商標権	1	純資産の部	
ソフトウェア	5,290	株 主 資 本	29,646
ソフトウェア仮勘定	1,653	資 本 本 金	6,000
投資その他の資産	74,303	資 本 剰 余 金	14,495
投資有価証券	301	資本準備金	244
関係会社株式	49,035	その他資本剰余金	14,251
出資金	2	利 益 剰 余 金	9,655
関係会社出資金	718	利益準備金	1,122
長期貸付金	90	その他利益剰余金	8,533
関係会社長期貸付金	23,550	別途積立金	2
長期前払費用	501	繰越利益剰余金	8,531
差入保証金	556	自 己 株 式	△505
繰延税金資産	1,493	評価・換算差額等	△265
その他	12	その他有価証券評価差額金	48
貸倒引当金	△1,955	土地再評価差額金	△313
資 産 合 計	122,033	新 株 予 約 権	47
		純 資 産 合 計	29,428
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	122,033

損益計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		15,545
売 上 原 価		125
売 上 総 利 益		15,420
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,069
営 業 利 益		2,351
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	489	
受 取 配 当 金	311	
受 取 賃 貸 料	132	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	180	
そ の 他 営 業 外 収 益	27	1,139
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,042	
金 融 手 数 料	24	
そ の 他 営 業 外 費 用	283	1,349
経 常 利 益		2,141
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	4,065	
そ の 他 特 別 利 益	179	4,244
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	3,729	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,506	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	722	6,956
税 引 前 当 期 純 損 失		571
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△491	
法 人 税 等 調 整 額	△131	△621
当 期 純 利 益		51

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年4月20日

株式会社ワールド
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲吾
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 酒井 隆一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワールドの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ワールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年4月20日

株式会社ワールド
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲吾
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 酒井 隆一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワールドの2025年3月1日から2026年2月28日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月20日

株式会社ワールド 監査等委員会

常勤監査等委員 松 沢 直 輝 ㊟

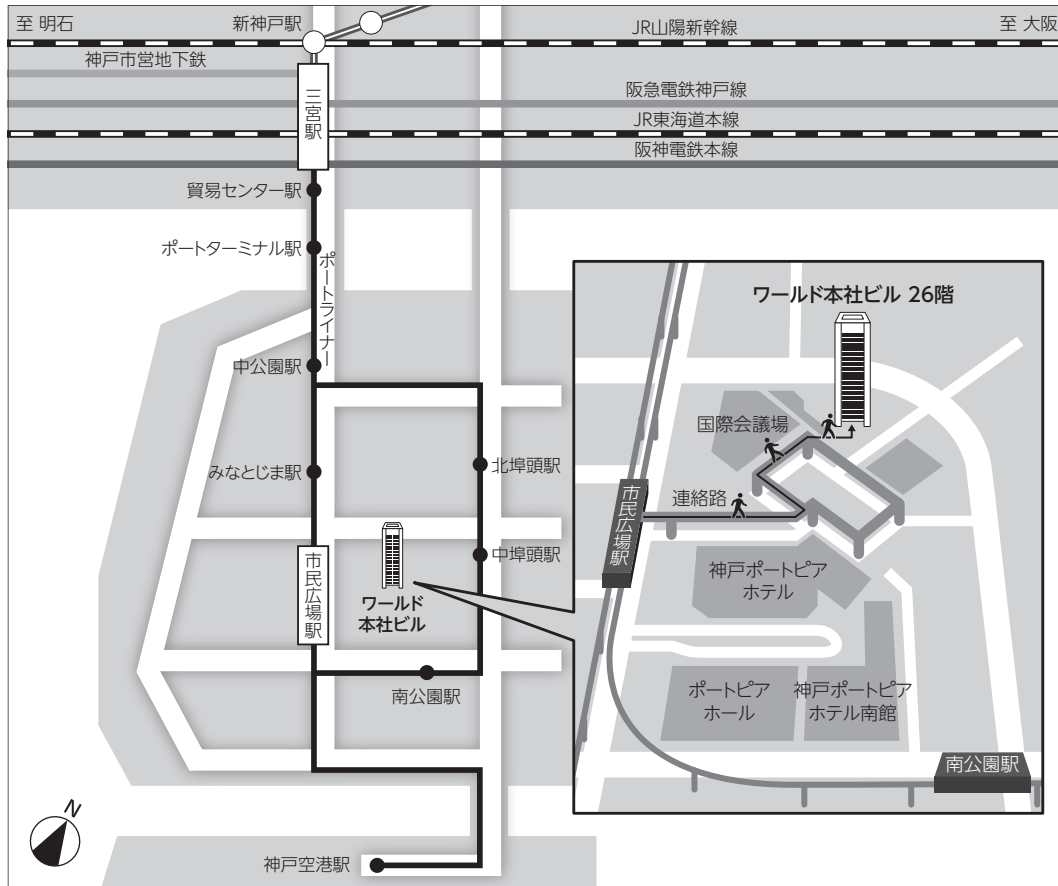
監査等委員 福 島 かなえ ㊟

監査等委員 富 田 尚 子 ㊟

(注) 監査等委員福島かなえ及び富田尚子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内略図

場所 ワールド本社ビル 26階 神戸市中央区港島中町六丁目8番1



交通 三宮駅よりポートライナーを利用 市民広場駅下車 徒歩約3分

お願い 当社では駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

📍 アクセス

スマートフォンで読み取ると、株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。